

建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領

1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置を本要領により試行する。

2 対象工事

松江市が発注する全ての工事（営繕工事を除く）のうち、受注者から快適トイレの設置希望の協議があった工事を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1）通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- （2）主たる工種が屋外作業でない工事
- （3）工事準備・後片付け期間を除く純工期が1ヶ月未満の工事

3 快適トイレの仕様（別紙-1参照）

本要領での快適トイレは、「（1）快適トイレに求める標準仕様」と「（2）快適トイレとして活用するために備える付属品」に示す項目を全て満たすものとする。

なお、「（3）推奨する仕様、付属品」は、装備していればより快適に使用できると考えられる項目であり、任意とする。

現場で女性が勤務している場合は、男女別で各1台を設置するものとする。

（1）快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
(必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること)
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

（2）快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め、入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）

- ⑩ 鏡付の洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィッティングボード
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

4 実施方法

- (1) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合には、当初施工計画書作成前に、工事打合せ簿により監督職員と協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、当初施工計画書提出に併せて、様式. 1 「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、カタログ、パンフレット等の資料とともに、工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。
- (3) 監督職員は、提出された資料及び「快適トイレチェックシート」により、仕様の確認を行うものとする。また、快適トイレが現地に設置された後、現場（やむを得ない場合は机上）において、仕様を確認した快適トイレが設置されているかチェックを行うものとする。
- (4) 受注者は、当該工事における快適トイレの設置費用が確定後、速やかに発注者へ工事打合せ簿により協議するものとする。
- (5) 発注者は、(4)で提出された資料を確認の上、「5 積算方法」に基づき設計変更するものとする。

5 積算方法（別紙－2参照）

- (1) 松江市が発注する全ての工事（営繕工事を除く）
 - ア 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとし、その費用は共通仮設費の営繕費に積上計上する。
 - イ 快適トイレの設置費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」^{※1}を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基／工事（施工箇所）^{※2}まで計上できるものとする。
- ※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から 10,000 円／基・月（従来型トイレ）を減じた額。
- ※2 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」

に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

ウ ハウス型等の男女別のトイレが一体型となっており、男女別の入り口になっている場合には、102,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1 を計上するものとし、1 基／工事（施工箇所）※2 まで計上できるものとする。

※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から 20,000 円／基・月（従来型トイレ×2 基分）を減じた額。

※2 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

エ 運搬、設置、撤去に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

オ 積算上限額を超える費用及び3基以上（ハウス型は2基以上）設置する場合の費用については、現場環境改善費（率分）の対象とことができる。

なお、この場合、他の費用も含め、現場環境改善費率から計算される額を上限額とする。

カ 設計変更に用いる期間は、快適トイレを実際に設置した期間とし、リース会社からの領収書、伝票等で確認すること。

なお、計上数量は小数点2位以下切り捨て1位止めとする。

6 その他の規定

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。
- (3) 快適トイレの導入にあたっては、別紙. 3 に記載される事項について可能な限り配慮すること。

附 則

(施行期日)

本試行要領は、令和8年1月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に入札公告または指名通知する工事から適用する。